



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1264 公聴会の開催 (環境生活総務課)
- 1265 換地処分の完了 (農村計画課)
- 1266 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 1267 " ( " )
- 1268 " ( " )
- 1269 " ( " )
- 1270 " ( " )
- 1271 " ( " )
- 1272 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 1273 道路の区域変更 ( " )
- 1274 新道路の供用開始等 ( " )
- 1275 道路の位置の指定 (都市政策課)

## 告 示

### 和歌山県告示第1264号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成18年10月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成18年11月24日(金)午後2時から
- 2 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館 4階 406号室
- 3 案件 和歌山県イノシン保護管理計画について
  - (1) 区域 和歌山県全域
  - (2) 計画期間 策定の日から3年間
- 4 公聴会の問い合わせ先  
和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室(TEL 073-441-2779)

### 和歌山県告示第1265号

平成18年8月29日付けで計画決定した県営換地計画(県営畑地帯総合整備事業名田地区加尾工区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成18年10月31日

和歌山県知事 木村良樹

### 和歌山県告示第1266号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年10月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成18年11月14日(火)午前10時から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
水産会館 地階 中会議室
- 3 被聴聞者
  - (1) 氏名 坂本修
  - (2) 住所 海南市下津町大字丸田1120-3
  - (3) 漁業許可 なし
  - (4) 許可番号 なし
  - (5) 使用船舶 漁船第二こがね丸(WK3-22114)

### 和歌山県告示第1267号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年10月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成18年11月14日(火)午前10時45分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
水産会館 地階 中会議室
- 3 被聴聞者
  - (1) 氏名 山本幸治
  - (2) 住所 海南市下津町大字丸田1118
  - (3) 漁業許可 なし
  - (4) 許可番号 なし
  - (5) 使用船舶 漁船丸幸丸(WK3-20800)

### 和歌山県告示第1268号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年10月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成18年11月14日(火)午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30

水産会館 地階 中会議室

3 被聴聞者

- (1) 氏名 瀧端敏三
- (2) 住所 海南市下津町大字丸田1147
- (3) 漁業許可 なし
- (4) 許可番号 なし
- (5) 使用船舶 漁船住吉丸(WK3-20772)

和歌山県告示第1269号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年10月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成18年11月14日(火)午後2時15分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
水産会館 地階 中会議室

3 被聴聞者

- (1) 氏名 瀧端栄一
- (2) 住所 海南市下津町大字丸田1152
- (3) 漁業許可 なし
- (4) 許可番号 なし
- (5) 使用船舶 漁船浜栄丸(WK3-21366)

和歌山県告示第1270号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年10月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成18年11月14日(火)午後3時から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
水産会館 地階 中会議室

3 被聴聞者

- (1) 氏名 石川昭次
- (2) 住所 海南市下津町大字丸田1120-10
- (3) 漁業許可 なし
- (4) 許可番号 なし
- (5) 使用船舶 漁船天神丸(WK3-20150)

和歌山県告示第1271号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年10月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成18年11月14日(火)午後3時45分から

2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30

水産会館 地階 中会議室

3 被聴聞者

- (1) 氏名 瀧端孝
- (2) 住所 海南市下津町大字丸田1165-3
- (3) 漁業許可 なし
- (4) 許可番号 なし
- (5) 使用船舶 漁船紫丸(WK3-16832)

和歌山県告示第1272号

平成18年和歌山県告示第525号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち、田辺市龍神村福井字南823番地先から同市龍神村福井字福井田451番3地先までの延長307.00メートルについては、平成18年11月30日から供用を開始する。

平成18年10月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1273号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年10月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 三田三葛線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
		メー ト ル	メー ト ル	
和歌山市坂田字上ノ坪660番9地先から同市田尻字西新内656番2地先まで	旧	5.50	437.10	
		7.80		
同上	新	5.50	437.10	
		7.80		
和歌山市坂田字上ノ坪632番3地先から同市田尻字西新内660番1地先まで	新	7.40	519.50	
		33.00		

和歌山県告示第1274号

平成18年和歌山県告示第1273号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年11月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年10月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1275号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年10月31日

和歌山県知事 木村良樹

指定 番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2890	紀の川市南中字中才321の一部	奈良県五條市田園2丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 18.10.20	6.00	37.64